

令和元年 八潮市農業委員会 11月総会 議事録

1 開催日 令和元年11月25日(月)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所別館B会議室

4 出席委員 15名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 恩田 政幸

10番 星野 仁

4番 豊田 幸司

11番 福岡 達則

5番 大野ヒロ子

12番 小倉 雅樹

6番 横山 正和

13番 飯山 敏行

7番 渋谷 稔

14番 新井 孝美

8番 荻野 恭子

15番 白倉 正浩

9番 齋藤 富子

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより八潮市農業委員会11月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名でございますので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は15名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、11月総会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今週はこの総会と28日には埼玉葛地方協議会の研修が三郷市文化会館でありますし、土曜日には農業祭、品評会となりますので、皆さんも大変忙しいでしょうけれども、よろしく願いいたします。

本日もいろいろありますが、最後までご協力よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

まず初めに、先日農業ニュースにつきましては、配布のほうを皆様ご協力ありがとうございました。おかげさまで周知ができたと思います。ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきますが、資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、お手を挙げていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ①八潮市農業委員会11月総会次第 | A 4 横 |
| ②農地パトロール実施結果について | (資料 - 1) |
| ③農業祭の開催について (通知) | (資料 - 2) |
| ④八潮市農産物放射能濃度測定結果 (11月分) | (資料 - 3) |
| ⑤農業者年金普及資材の送付について | (資料 - 4) |
| ⑥農業者年金加入推進報告書+チラシ | (資料番号なし) |

- ⑦農業委員会組織による「令和元年台風19号等災害義援金」の募集について
(資料 - 5)
- ⑧農業委員会等の綱紀肅正について
(資料 - 6)
- ⑨農業災害対策マニュアル
(資料 - 7)
- ⑩葛西用水路土地改良区農地転用等の意見書交付のお知らせ (資料 - 8)
- ⑪葛西だより第43号 (配付のみ) (資料番号なし)
- ⑫かすかべのうりんナビ第53号 (配付のみ) (資料番号なし)
- ⑬令和元年度農業委員会埼葛地方協議会研修会の開催について (通知)
(資料 - 9)
- ⑭第10回特産品推奨品フェア (チラシ)

※農業委員会手帳

手帳の中の身分証明書は、これまでのものがまだ使えますので、入れかえてご使用ください。もしなくしてしまった方がいらっしゃいましたら、おつくりいたしますので、事務局のほうにご連絡いただければと思います。

以上で、手帳を除いた資料で14点になるかと思いますが、資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、はじめに資料7を私のほうからご説明させていただきます。

こちらは、各地で台風等の災害が発生しておりますので、県のほうでは災害対応マニュアルをつくるということで指導をいただきまして、八潮市版の災害対応マニュアルをつくらせていただきました。その中の3ページ目をお開きいただきたいんですが、こちらの情報提供者リストということで、大変申しわけありませんが、皆様のお名前を明記させていただきまして、情報収集を行っていただきまして、連絡を送っていただくということで考えておりますが、ちょうどファクスと電子メールのところ为空欄になっているかと思っております。電話等の連絡以外でファクス等で同時に発送したほうが効率がいい場合もございますので、また不在の方にはメール等の場合も効率がいいということもありますので、恐れ入りますが、本日、ファクス番号、またはメールアドレスを今お配りします回覧板の中に記入していただければと思いますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

このような体制で、中は後でご覧いただければと思いますが、台風が発生し、被害が出た場合に、どの程度の被害が出ているのか、情報を県のほうに上げるようなシステムになっておりますので、恐れ入りますが皆様のご協力をいただきながら、いち早く県のほうに情報(被害状況)を報告できればと思っています。ご一読いただきまして、来年以降、発生したときのために、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

資料7の説明につきましては、以上でございます。

また、本日、総会終了後ですが、以前、小倉委員からお話がありました都市計画課作成の中川周辺地区ニュースの件で、中川農地の中に、もともと雑種地などになっているところと農地があって、この中川周辺地区ニュースでは、これ以上いろんな建物を建てられないようにということで規制をかけたということが書いてあるんですが、それがわかりにくいということもございましたので、この総会の後にご希望の方につきましては、時間をとりまして説明をさせていただきたいと思っています。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

○議長 ありがとうございます。

それでは、7番、渋谷稔委員、9番、齋藤富子委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命でございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第18号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきましては2件ございます。
まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の2ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号1、譲渡人、住所・氏名、〇〇市〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、譲渡人、住所・氏名、
〇〇市〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、こちらは〇〇さんの妹に当たる方となります。土地の所
在、〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、〇、地積〇〇米、権利の内容、所有権（贈与）になります。
申請事由、妹へ贈与し、農業経営の充実を図るとされています。意思決定の根拠につきまし
ては、〇〇市に在住の方ですので、うちのほうに農地台帳がございませんので、〇〇市のほ
うに調査をして、〇〇市から調査票をいただきまして確認しました。耕作面積〇〇〇平米、
従事者2名、従事日数は世帯の合計で300日となります。50年以上の農業経験がありまして、
そのほか所有している農業機械としまして、トラクター、耕耘機、田植え機、防除機、乾燥
機、脱穀機、もみすり機、コンバインなどを所有していらっしゃいます。

場所のほうは、隣の2ページをご覧ください。

市役所の東側を〇〇〇〇〇〇の方向に向かいまして、突き当たりましたら右に曲がります。
そのまま道なりにずっと進み、〇〇〇〇〇の1つ手前の信号を左折して〇〇方向に向かいま
して、1つ目の信号を右折しますと〇〇通りになります。〇〇通りをずっと北上しまして、
〇〇街道を過ぎましてしばらく行くと、西側に〇〇〇〇〇〇がございます。〇〇〇〇〇〇の
北側に水路がありまして、この水路をずっと西方向へと進み、〇〇〇〇〇とぶつかった角地
にあります。

事務局からの説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当14番、新井孝美委員より現地調査の結果並びに
補足説明がございましたらお願いいたします。

○14番（新井孝美委員） 14番、新井でございます。

11月20日、現状を把握しに行ってまいりました。本年度は水稻栽培、田植えから刈り取
りを行った状態で、現状は刈り取ったそのままの状態で、耕作は無事に終えたといったとこ
ろです。

妹の〇〇〇〇さんも〇〇さんと一緒に田植えから稲刈りまで従事して手伝っているので、
問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、新井孝美委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件、

番号1について説明がありました。何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

どうぞ。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。

これは贈与になるんですね。土地の登記上は贈与ですね。贈与というのは、農業に従事しているのが60日以上だったらオーケーになるんですか。

○事務局 3条の場合は150日以上です。

○13番（飯山敏行委員） 150日以上ですか。

○事務局 何が何でも150日じゃなくて、農業にもいろいろあって、作付けする種類によってはそれほどそこに張りついてやる必要がないような品種であれば、何が何でも150日ではないですけれども、一般的に150日です。

○13番（飯山敏行委員） じゃ、私が息子に、後継ぎなので贈与という形で申請しますけれども、そのときに例えば150日やったとしても、例えばサラリーマンとかだったら認められないわけなんですか。

○事務局 この従事日数は、世帯で満たせばいいので、世帯で150日超えていけば日数的にはオーケーになります。機械もこれだけあって、この先もやっていくという見込みがあれば、認められると思います。

○13番（飯山敏行委員） わかりました。ありがとうございました。

○3番（恩田政幸委員） 家から出ちゃっていたらだめだね。

○事務局 そうです、出ちゃっているとだめです。

もし仮に出ているのであれば、毎朝そのお宅に車で働きに来て、それから一緒に農業をやる、それであれば別ですけれども、完全に出ていった場合はだめです。

○13番（飯山敏行委員） 生活しているところが別じゃだめ。

○事務局 そういう場合は、皆さんの意見を確認しますが、実態が合っていないのはよくないとは思いますが。

○13番（飯山敏行委員） 自分の息子が後々農業をやるであろうというときは。

○議長 そのときはそのときにまた審議してください。

○13番（飯山敏行委員） すみません。ありがとうございました。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ○○○○さんは、私もよく知っている人なんですけれども、仕事自体は、最近はおんぼの仕事だけで、畑はつくってはいるんですが食べる量だけで、出荷まではしていない状態です。仕事とか、面積的にも問題はないと思います。

特になければ、採決をとりたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員となりますので、本件は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、番号2について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 同じく次第の1ページになります。

番号2、譲渡人、〇〇〇-〇-〇-〇〇、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇-〇-〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、このお二方は夫婦でございます、〇さんは〇〇さんの兄となります。土地の所在、〇〇〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、畑、地積、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇平米、合計〇〇平米、権利の内容、所有権、こちらも贈与になります。申請事由としましては、兄が弟より贈与を受け、経営規模拡大、さらには袋地の解消を図るとなっています。

ここで、場所の説明をしますので、3ページをご覧ください。

場所は、市役所の〇側を〇〇〇〇〇〇に向かいまして右折します。その先カーブを過ぎまして、2つ目の信号を左に曲がりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇のところを通り過ぎまして、〇〇〇の交差点を右折します。そこから数百メートル走ると〇〇〇〇〇が走っておりまして、この脇でございます。

場所をわかりやすいように、3ページの一部を右上に公図の写しを載せておいたんですけども、この色を濃い目に塗ってある〇〇-〇と〇〇-〇が譲渡人の〇〇さんが所有する土地、この3条の目的の土地となります。右側の薄く塗ってあります〇〇-〇、〇〇-〇が〇さんの土地となります。こちら、〇〇さんが何年か前に相続で取得した土地で、これから先、農業経営をやっていく予定はないということです。一方で、〇さんのほうは、今持っている土地がちょっと接道していないというような状況なので、この弟さんからの土地を受けることによって接道しますので、将来に向けて安心して農業経営ができるという形になります。

意思決定の根拠のところまいります。次第の1ページをご覧ください。

耕作面積〇〇〇平米、従事者2名、従事日数、ご夫婦合わせてでございますけれども、延べ300日、40年以上の農業経験があるということで、所有機械は耕耘機を1台所有していらっしゃる。あと、地域との調和の関係なんですけれども、贈与する畑はこれまでも畑として利用されており、贈与後も同様に畑として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えていらっしゃるということです。今後も地域に協力していくということでございます。

事務局のほうからは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当4番、豊田幸司委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○4番（豊田幸司委員） 豊田です。

この件につきまして、20日に、該当者と現地に伺いまして見てまいりました。

譲与ということですが、細かくお話しを聞いたところ、実際は次のページの4ページのことと関連してきますが、〇〇さんが兄さんに贈与ということで〇〇さんはすでに市街地に自分の土地に家を建てていて、ほかに場所がないということで、それでやむを得ず、兄さんに一旦贈与しまして、次のページを見ますと、交換したように分割して、等価交換みたいな感じで計画しまして、譲り受けた件です。

現在まで、持ち主は実際にはこの土地に関しては自分では耕作していなかったんですけども、家庭菜園をするの方にここを全部貸したりしていたんですけども、家を建築する場所のところは、ほかのところに移転してもらって、一応片づいてきれいになっています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と4番、豊田幸司委員により、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、番号2について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手で自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○7番（渋谷 稔委員） たしか、〇〇〇さん、以前、生産緑地の解除を、体悪いからと自宅のところをやったけれども、それで300日働けるのかなと思ったんだけど、そこら辺がちょっと疑問なところかな。

あと、これは弟さんが相続でもらったというご説明だった。それを。

○4番（豊田幸司委員） すみません、ちょっと説明が足りなくて、次のページ、ちょっと見ていただいて、議案の19号、これに関連してくるんです。

最初の18号で弟さんから兄さんに贈与するとありましたけれども、その土地を今度は逆に、〇〇さん（弟さん）の娘さんになりますが、その人の家を建てるということで、〇さん（お兄さん）の土地を娘さんのほうに贈与し等価交換みたいな感じですよ。

実際、今、渋谷委員のほうからありましたように、生産緑地を解除したことが何年前にありまして、あの地区は実際に耕作している方はほとんどいなくて、管理だけという方がほとんどです。あとは先ほど言いましたように個人に家庭菜園として貸している方がほとんどなんです。この〇さんもそうなんです。あと、自分で北のほうの市民農園の方に貸しつけて、後はそれを管理するまでということ、この日にちが出ているかと思うんです。

○7番（渋谷 稔委員） じゃ、この従事日数というのは、…。

○4番（豊田幸司委員） 作業する水を汲んだり、草を刈ったり、田んぼも持っていますので、そういう管理はしているということで全体の日にちで入れたと思います。

以上です。

○事務局 農地台帳のほうを確認したら150日が出ていたので、それを載せさせていただきます。

○議長 よろしいですか。

それとも、事務局でちょっと簡単にこの3条の贈与の目的を。

○事務局 この後の5条のほうを説明すると。

○議長 そちらと関連で。

○事務局 わかりづらいなと思ったので、コピーをつけておいたんですけども、次の5条のほうを説明しますので、6ページをご覧ください。

○議長 6ページ。5条。そうですね、これを説明しないと。

○事務局 要は〇〇〇〇さんの娘さんが家を建てたいので、そのために土地をいろいろ整理しないと、開発の申請の関係なんかもあってうまくいかないの、いろいろ審議した結果、6ページにあるように、濃いものと薄いもので色分けしてありますけれども、今回この濃いものと薄いのをまぜた土地が、この後の5条の計画地全体となっていて、この2つのエリアにまたがっています。6ページの色の濃いほうは〇〇さんの土地で、親子で使用貸借の契約を結ぶという申請になります。薄いほうは、〇さんで、こちらは贈与です。〇〇〇さんのほうから〇〇さんの娘に土地を贈与するという形になります。

ですから、〇さんと娘さん親子で見ますと、〇さんに対しまして、3条とこの5条を合わせるとちょうど交換するような、そんな感じになるわけです。

○議長 要は〇〇さんの娘の家を建てる土地をちゃんと確保するために贈与でやるというふうにしたほうがいいですか。

○4番（豊田幸司委員） ただ贈与した場合、税金がかかるが、交換すれば同じ面積でしたら税金かからないということになったらしいです。実際は変形地でもともと持っている土地が〇〇〇〇あると思うんです。それがL字型で、これではどう見ても家が建たないということで、同じ面積を兄さんの場所と分割して交換したという。交換したというふうに考えたほうが早いんですかね、一応。

○事務局 そうです。

○議長 ほかに、どうぞ。

○13番（飯山敏行委員） 〇〇〇〇〇になるという予定があるんですけども、ここの土地というのは絡んでこないのでしょうか。

○事務局 まだ事業計画も認可されているわけではなくて、エリアも決まっているわけではな

くて、その心配をしたんですけれども、これは3階のほうでも了承している話でして、今の時点だと制限することはできないそうです。

将来的にはこのエリアが入るのかどうか、その辺の検討をこれからしていかなければならないという段階です。

○議長 将来は多分かかると思うんですが、それが決まっていなくて大丈夫だと思っていたんです。

○4番（豊田幸司委員） 僕が違う部署に聞いたら、構想の段階と言われましたね。都市計画決定がなされたところは申請もできないということです。それが出ていないので、まだ構想の段階だから、こういうふうに出てきたら、農業委員会で許可がおりて、建築確認もおりるということをお聞きしました。都市計画決定されていないということです。

○事務局 今、豊田委員からお話しありましたように、市のほうでは今のところ〇〇〇〇という考えはあるんです。ただ、今言いましたように都市計画事業というのは、公園をつくる時も一度都市計画決定というのをした上で、それから事業認可が行われると、用地買収の時期に入っていくんですけれども、まず都市計画、よく網にかけるというのがあるんですけれども、そういうことをしていけない限りは、まだ通常の農地として使えるということになりますので。ただ、豊田委員が今言いましたように、地元の町会のほうには今年も説明会があったと伺っておりますが、ただ、時期がいつかというのは未定です。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、挙手にて採決をしたいと思っております。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第19号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきましては2件ございますが、関連がございますので、2件続けて事務局より説明をお願いいたします。

す。

○事務局 次第の4ページのほうをご覧ください。

今、前件の3条と関連がありますので、ちょっと説明しかけましたけれども、改めて説明いたします。

同一計画地ということですので続けて説明させていただきます。

番号1、譲受人、〇〇〇丁目〇番地〇-〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人、〇〇〇丁目〇番地〇-〇〇、〇〇〇〇、譲受人はご夫婦なんですけれども、〇〇〇〇さんの父親が〇〇〇〇さんになります。土地の所在、〇〇〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、畑、地積〇平米、〇〇-〇、畑、〇〇平米、合計〇〇平米、権利の内容は使用貸借権（設定）となります。

番号2、譲受人は同じでして、譲渡人が〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、こちらはご夫婦でして、譲受人の〇〇〇〇さんから見ると、〇さんはおじさん、番号1の〇〇〇〇〇さんの兄となります。こちらの土地の所在、〇〇〇〇字〇〇〇〇-〇、地目、田、地積〇〇平米、こちらは所有権（贈与）となります。

ここから改めて場所を説明しますので、先に6ページのほうをご覧ください。

場所は先ほどの3条の南側に隣接する土地でして、着色した色の濃いほうが番号1、譲受人が父親から土地を使用貸借するエリアとなります。薄く色を塗ってあるほうが番号2、譲受人がおじさんから土地の贈与を受けるところとなります。

〇さん中心に見ますと、先ほどの3条だと逆に農地を贈与、受ける側だったんですけれども、こちら側では逆に土地を弟さんの娘さんに贈与するという形で、あわせて見れば交換という形になります。

申請地の概要につきましては、以下、番号1も2も同じです。申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10h a未満の第2種農地にあたります。

申請目的は住宅敷地。申請理由としましては、現在、親の所有するアパートに住んでいますが、将来家族がふえたり、親の介護が必要になったときのために、勤め先にも近く、環境もよい親の所有地に自己用住宅を建築したく申請するものであります。資金計画・調達計画につきましては、建物建築費ほか〇〇〇万円を自己資金及び借入金で賄うということで、金融機関の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除につきましては、転用するにあたり、周辺農地等に被害が生じないように注意するというので、周囲にブロック塀を設置しまして、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

以上です。

○議長 それでは、同議案2件につきまして、地区担当4番、豊田幸司委員より現地調査の結

果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○4番（豊田幸司委員） 先ほどの議案と関連して、ここが今度正式に住宅を建てる場所として申請されたところですよ。

あとは、先ほど説明したとおりですよ。

以上ですよ。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と4番、豊田幸司委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、2件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思ひます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

◎議案第20号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきましても2件ございますが、貸付人が同じでありますので、2件続けて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の11ページをご覧ください。

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件になりますが、今の体制になって、この利用集積計画が出てきたのが初めてだと思いますので、簡単に制度のほうを説明しますと、農地を貸し借りする場合、農地法3条というのが頭に浮かぶと思うんですが、そのほかに、よく耳にすることはあったと思うんですが、農地利用集積円滑化事業というのがありまして、それに係る計画なんですけれども、農地法3条と比べてどこが違うかといいますと、農地法3条の場合は借りた人の権利が強くと保護されていまして、特定の期間の合意解約と一部の事象を除きまして、契約の解除というのは県知事の許可が必要になりまして、そう簡単に解約できないんです。特に何もしなければ契約期間は自動更新されるということで、簡単に言いますと借りた人が、いや、自分はまだまだやりたいんだ、ずっとこのまま借りるよと言っちゃうと、その権利が強くて、なかなか

か返してもらえないというのがありまして、それで貸し渋りとかそういうケースもあるんですけども、こちらの農地利用集積円滑化事業ですと、こちらはこの事業を行う円滑化団体というのがあるんですけども、八潮の場合、円滑化団体というのはJAさいかつになっていまして、JAさいかつのほうは土地の所有者と借り主の間に入って貸し借りをを行うということで、その間に市も関与するというので安心して貸せると。賃借期間が終われば、確実に所有者のほうに土地は戻ってくる。もちろん更新もできるということで、安心して貸せるというメリットがあります。そのようなものになります。

まず、番号1のほうから説明をいたします。

借受人、住所・氏名、○○○○○、○○○○、貸付人、○○○○○-○、○○○○、土地の所在、○○○字○○○○○-○、地目、畑、地積○○平米、○○-○、畑、○○平米、合計○○○平米、権利の内容、賃借権、5年間の設定となります。申請事由、経営規模拡大、申出承認の根拠としましては、認定農業者、農業専従者は奥様を含めて2名、年間従事日数330日、これは○○さんの従事日数でして、奥様のほうは250日と農地台帳上となっております。現に耕作に供している農用地の面積○○○○○平米、所有農機具、耕運機3台で、小松菜、枝豆等を生産されている方です。

場所のほうは、次の12ページをご覧ください。

市役所○側の出口を○方向に真っすぐ行きまして、○○○○○の○○○のところに着きましたら、その交差点を左に曲がります。道をずっと真っすぐ行って、○○に突き当たりましたら右折します。○○沿いにずっと走りまして、○○の内側には○○○○○、○○○○○○○○○○○というのがあるんですけども、そこからさらに○○沿いに450メートルほど走りまして、○○さんのお宅があるあたりを右に曲がりまして、50メートルほどの土地となります。

続けて、次第の13ページのほうをご覧ください。

番号2になります。

貸付人は同じでして、こちらの借受人が○○○○○-○、○○○○、土地の所在、○○○字○○○○○、地目、畑、地積○○平米、権利の内容は同様に5年間の賃借権の設定です。申請事由、経営規模拡大、申出承認の根拠につきましては、認定農業者、農業専従者3名、年間従事日数300日、この3名がそれぞれ300日と報告されております。現に耕作に供している農用地の面積○○○平米、所有農機具、トラクター1台で、小松菜、ネギ、枝豆等を生産されていらっしゃる方です。

場所のほうは14ページ、黒く網かけしたところですが、先ほどの番号1のところから南のほうに100メートル弱行きました交差点の手前となります。

説明は以上です。

○議長 それでは、同議案2件につきまして、地区担当12番、小倉雅樹委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○12番（小倉雅樹委員） 12番、小倉です。

11月20日に〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに連絡をとり、話を聞きました。〇〇〇〇さんとはちょっと連絡とれなかったんですけども、話を聞いたところ、〇〇〇〇さんの畑に関しては、5年前ぐらいからすでに畑を借りているとのこと。

○議長 〇〇さんという方。

○12番（小倉雅樹委員） はい。〇〇〇〇さんの畑のほうでも4年前から既に借りているとのこと。

何で今回の申請になったのか聞いたら、〇〇〇〇さんの税理士の方からちゃんとしたほうがいいよという話があって、今回こういうふうになんと賃借の契約を結ぶということになったんだと聞きました。

2人とも認定農業者の認定を受けていて、皆さんもよく知っていると思うので、草畑にしていなくて、ちゃんと耕作しているので問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、小倉雅樹委員より農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件、2件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○15番（臼倉正浩委員） 15番、臼倉です。

ちょっと質問なんですけれども、これ利用権設定とは種類が違うんですか。農地の利用権設定。

○事務局 これが利用権設定です。

○15番（臼倉正浩委員） 設定ということなんです。わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 私からいいですか。

11ページの〇〇〇〇さんの耕作面積が〇〇〇〇〇平米あるんですが、これは〇だけですか。

○12番（小倉雅樹委員） 結構、〇〇に田んぼつくっている。

○議長 田んぼもいっぱいあるのかな。

○事務局 市街地の農地も入っています。今、確認できます。

○議長 2人で〇〇〇〇〇、〇町〇反歩も畑やっているのかなと思ったんですけども、それ

はできないだろうと思って。

ちなみに田んぼはどのぐらい面積あるんですか。

○事務局 ○万〇〇平米。

○議長 わかりました。

○事務局 結構、〇〇のほうに所有されています。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようでしたら、特に問題はないと思いますが、やはりこういう農協さんとか、市に仲介してもらって、ちゃんと契約書みたいなものも決めて、5年なら5年ごとの更新をしたほうが後々息子さんとか次の世代の人とかにも影響があるので、こういうふうにしたほうがいいかと思いますよね。

それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について10件、続けて事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 (農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、同法第5条第1項第6号の規定による転用届出について10件受理し、適切に処理を行ったことを報告する。)

○議長 ただいま事務局より報告第1号、第2号について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○議長 特にないようでございますので、転用等届出受理報告は終わりとなります。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が2件、依頼事項が3件、報告事項が3件ございます。

初めに、協議事項1件目、農地パトロールの実施結果について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 資料1をご覧ください。

まず、この資料は個人情報ですので、取扱注意ということでお願いいたします。

こちらは、皆さんに9月25日にやっていただきました農地パトロールの結果となります。問題ありとされたところを事務局でも再確認しましてまとめた表となります。

最初はA班のエリア、次にB班、C班、D班という順序でつくっております。

事務局で確認して、草が伸びているようなところは、一番右端の2行になりますけれども、この先、管理依頼文書か、管理依頼と利用意向調査の回答をお願いする文書を発送する予定となっています。法律で11月中に利用意向調査をやらないといけないということになっておりますので、来週中に発送する予定です。

利用意向調査につきましては、過去にも同じ調査をしたところは重ねてやることはありませんので、そういうところは管理依頼文書のみとなります。また、八・一調査でも今後の利用の意向を書くところがありますので、そこで意向を確認できる人については、管理依頼文書を送ることとしております。中には、小さなエリアのところで、草が生えているんだけど、隣に迷惑をかけても自分の畑だからとか、再確認に行ってもどうしても場所を特定できないところがありましたので、どちらも送らない予定になっているところもあるんですけども、これを見まして、皆さんのほうで疑問の湧くところがありましたら、ここ送ったほうがいいのか、ここは送ってもしょうがないよとか、何かありましたら、後で言ってくださいれば、パトロールのときに使った地図とかございますので、対応したいと思います。

それでは、後ろのほうにめくっていただきまして3枚目のところですか。こちらが送付予定の利用意向調査の文書の案となります。昨年と同じなので、特に内容は読みませんが、文書の前段で、適正に耕作、管理されるようお願いいたしますということで、後段のほうで利用意向調査をしますので、別紙で答えてくださいというような内容になっています。

ですから、文書はついていませんけれども、管理依頼だけの場合は、この前半の文書だけとなります。適正に耕作、または管理されるようお願いいたします、そういう趣旨の文書でありますけれども、利用意向調査の場合は相手に答えていただく回答書が一番後ろのページなんですけれども、答え方が4とおりのうち番号で答えてくださいということで、1番は先ほども出ました利用集積円滑化事業を希望します。2番目はそれ以外で、農地法3条に基づく貸し借りを考えます。3番目はみずから耕作、4番目がその他ということで、回答いただく形になっております。

こちらを発送する予定ですので、場合によっては皆さんのほうにも問い合わせが来ることがあるかもしれませんが、その際はよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より農地パトロールの結果と今後の取り扱いについて説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、管理依頼文書等の発送についてよろしくお願いたします。

次に、依頼事項1件目、農業祭の開催について事務局よりお願いたします。

○事務局 お手元の資料2をご覧ください。

農業祭におかれましては、大塚会長が実行委員長ということで、また委員の皆様には実行委員を務めていただきまして、9月に第1回目の実行委員会を開催しまして以降、いよいよ11月30日、12月1日に農業祭の開催ということになりました。ご協力、本当にありがとうございます。

それで、開催についてのご案内通知ということで、資料2でございますが、日程のほうはご存じかと思いますが、12月1日の日曜日、午前8時45分に開会式があるんですが、そのための11月30日から評価会、また品評会ということで計画されております。11月30日、12月1日の2日間行うわけでございますが、委員の皆様におかれましては、開会式がございますので、12月1日の午前8時45分から予定しております開会式のほうにご列席いただければということで、ご案内をさせていただいたものでございます。

こちらに※印が書いてございますが、委員の皆様は控え室ということで、楽習館2階セミナー室2を用意しておりますので、控え室としてご利用いただければと思います。また、午前11時半からは、みどりの広場におきまして、農業委員会の実施事業でございます米の無料配布を実施してまいりますので、委員の皆様にご協力をお願いしたいところでございます。

集合時間につきましては、開会式が45分ということでございますので、委員の皆様につきましては10分前くらいの8時35分に楽習館前にお集まりをいただければと思います。開会式の中で個別のご紹介はありませんが、委員の皆様をご紹介をさせていただきますので、壇上に上がっていただきたいと思っておりますので、10分前にお越しいただきますようお願いいたします。

また、実行委員の皆様も中にいらっしゃいますので、後で動きやすい服装でよろしいかと思いますが、委員の皆様、帽子だけはご持参いただきまして、当日、帽子をかぶっていただきたいと思っておりますので、お忘れの無いようお願いいたします。

そのような形で予定しておりますので、ご理解いただければと思いますので、説明のほうにつきましては以上でございます。

○議長 これでは、米の無料配布11時30分から予定していますが、皆さんほかの団体で何かやっているかもしれないので、この無料配布担当できる方、ちょっと手を挙げてもらえますか。わかりました。五、六人。いいですか。では、今の方、よろしくお願いします。その中で、また、豊田幸司委員にリーダーをお願いいたします。農業祭の開催について、何かご質問、ご意見ありますか。どうぞ。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。

農業祭の出品点数ですか、最終が出たと思うんですけども、昨年度は370とかと聞いているんですけども、今年度の最終的な出品、現時点ではどのぐらいの出品点数になるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長 後ほど言おうかと思ったんですけども、今朝までで出品数が208点です。ですので、当日追加申し込みを30から50予想して、大体行っても250点ぐらいじゃないでしょうか。

ちなみに昨年は、昨年の中ごろで280点の申し込みがあって、実際には当日で335点になったということです。

○事務局 すみません、ちょっと申しおくれまして、当日控え室は、セミナー室2となりますが、食事のほうもそちらでとっていただきまして、食事後解散となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、12月1日、日曜日の朝は8時35分に生涯学習館の玄関前に集合ということで、よろしくお願いいたします。

次に、報告事項1件目、八潮市農産物放射能濃度測定結果11月分について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 資料3をご覧ください。

八潮市農産物放射能濃度測定結果（令和元年11月）、今回は農業委員会担当ということで、小倉委員のご協力によりまして、冬瓜を測定しております。

放射性ヨウ素、放射性セシウムCs-134、Cs-137、いずれも不検出となっております。

ご協力ありがとうございました。

以上です。

○議長 ちょっといいですか。

放射能の結果にはちょっと違うんですが、私、今日、来る前に春日部農林振興センターのほうから、何か放射能の件で留守電に入っていたんだけど、放射能の土壌調査の件で連絡が来たんですけども、事務局のほうには入っていないですか。

○事務局 うちのほうには来た様子ないですね。

○議長 では、私のところに直接来たんですね。

○事務局 前までは市の方にも来たんですけども、何か最近、直接協力してくれる農家さんのところに去年も何かそんな感じで行ったようなんですが。

○議長 そうですか。わかりました。

○事務局 一応、都市農業係に伝えておくので、まだいつやるかとか、そういうことは。

○議長 ちょっと話しできなかったの、留守電に入って。

○事務局 わかりました。

○議長 次に、報告事項2件目、農業者年金普及資材の送付について、事務局よりお願いします。

○事務局 それでは、資料4をご覧ください。

こちら埼玉県農業会議のほうから農業者年金普及資材の送付についてということで文書が来ております。

読んでまいります。

本会の業務運営につきましては、日ごろから格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農業者年金の加入推進のため、農業者年金の普及資材等を作製しました。つきましては、下記のとおり送付しますので、戸別訪問や青年農業者の集会、研修会等での制度普及時に活用してください。

なお、戸別訪問や集会等での制度説明に当たっては、貴農業委員会からの要請に基づき本会職員の派遣を行いますので、ご連絡をお待ちしておりますということで、今回テーブルのほうに箱で置いてありますこちらと後ろに張ってありますものが普及資材のほうになりますので、年金の普及活動の際にお役立ていただければと思います。

この資料4にあわせまして、去年からお配りしています農業者年金加入推進報告書の用紙のほうも今回また配らせていただきましたので、こちらとあわせまして年金についてお話しできる機会がありましたときには、普及活動ということでご協力のほうよろしくお願いいたします。

どなたかに年金の普及活動をしたときには、この報告書に、説明したということだけでも結構ですので、出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 これは勧誘しなさいということじゃなくて、誰かから農業者年金の何か話を聞かれたりとか、自分で農業者年金どうですか、こういうのがあるよというふうに言っていただけれ

ばいいだけのことなので、今年の研修のときに私聞いたら、勧誘しなさいということではないと言っていましたので。

それでは、次に協議事項2件目、農業委員会組織による令和元年台風19号等災害義援金の募集について、事務局よりお願いします。

○事務局 資料5をご覧ください。

農業会議のほうから、農業委員会組織による令和元年度台風19号等の災害義援金についての募集がございました。

こちらは、被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図りまして、一日も早い復興を支援するため、農業委員会系統組織として義援金募集活動に取り組むことになりましたということで、募集の案内がきております。

金額のほうは、1口1,000円で、振込手数料は各自負担ということになっております。義援金の振り込みは原則個人で送金してくださいということなんですけれども、農業委員会で取りまとめて送金してもいいですよということですので、この対応につきまして、どうするか、前に同じようなことがあったとき、慶弔費のほうから出費させていただいたんですけれども、今回どんな対応をされるか決めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 やはり同じ農家の問題ですので、寄附してはどうでしょうか。また、寄附に当たっては慶弔費から出すという形でよろしいですかね。

○2番（小早川喜一委員） 前回と同じようにやってもらえばいいのではないですか。

○議長 じゃ、前回と同じようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

○事務局 人数掛ける1,000円で、わかりました。

○議長 次に、依頼事項2件目、農業委員会等の綱紀肅正について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 お手元の資料6をご覧ください。

以前も綱紀肅正ということでご案内させていただいたことがございますが、改めてまた11月8日付で埼玉県の農業会議から各市町村の農業委員会の会長宛てに通知をいただいたものをコピーさせていただいたものでございます。

次のページを開いていただきますと、またこれも全国の農業会議所から各都道府県の農業会議会長のほうに送られた通知でございます。その次のページですと、農林水産省から全国農業会議所にとということで、こちらをちょっと読ませさせていただきますと、本年10月に奈良県の安堵町の農業委員会の会長及び元農政課長が農地法違反の疑いにより、また大分県の別府市農業委員会の会長が農地転用の許可手続で便宜を図った見返りに数十万円を受け取ったとして、収賄の疑いによりまして、それぞれ逮捕された報道があったということで、一月に2

回そういう報道があったということで、このような綱紀肅正の通知が届いたところでございます。

皆様も何度かご説明させていただいておりますのでご存じかと思いますが、改めて農業委員会という皆様の立場をご理解いただいた上で、対応していただければということで一読いただければと思います。

また、そのほかにも最後は日経新聞でございますが、こちら奈良県の御所市で、市の職員だった父親が、施設建設時、違法な手続を行ったということで出ておりますので、改めて、皆様一読いただきました上で、ご対応よろしく申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長 今年に入って4件目だというふうに書いてあります。皆さん、くれぐれも気をつけてください。

続きまして、報告事項3件目、葛西用水路土地改良区農地転用等の意見書の交付のお知らせについて、事務局より申し上げます。

○議長 資料8をご覧ください。

葛西用水路土地改良区からなんですけれども、通常の農地転用をするとき総会の資料には上がってこないんですけれども、申請の添付書類として土地改良区の意見書というものが必要になります。

その意見書をもらうために申請者は土地改良区のほうにいくんですけれども、意見書をもらうために決済金を払うんです。要は決済金の手続になるんですけれども、その手続というのが、これまで即日できていたんですけれども、これからは1週間ほど時間をいただくようになりましたという、そういう通知ですので、もし誰かに聞かれることもあるかもしれませんので、意見書交付については、葛西用水路土地改良区のほうから、即日じゃなくて、1週間かかるようになったということをちょっと覚えておいていただければと思います。

以上です。

○議長 次に、依頼事項3件目、令和元年度農業委員会埼葛地方協議会研修会の開催について、事務局より申し上げます。

○事務局 資料9のほうをご覧ください。

前にお配りしたものと一緒なんですけれども、もう今週の木曜日ということで、すぐに迫ってきましたので確認のため配付させていただきました。

11月28日木曜日、午後1時半から三郷市文化会館で開催ということで、出席者のほうが会長には申しわけないですけれども、羽生市の研修に引き続き会長に出ていただけることとなっております。あと、小早川代理、恩田委員、豊田委員、大野委員、横山委員、荻野委員、齋藤委員、星野委員、臼倉委員につきましては出席ということで報告させていただいております。

んですけれども、皆さん都合が悪くなって行けなくなったとかそういう方はいますか。

大丈夫ですかね。

もし事務局の送迎を希望する人は市役所に来ていただければお送りしますが、皆さん直接で大丈夫ですかね。

じゃ、直接ということで、裏面に会場の受付場所が出ていますけれども、このあたりに事務局のほうでいるようにしますので、受付は事務局でまとめて行いますので、当日遅れないようによろしくお願いいたします。

○議長 正面ということだね。正面入って右側ですよ。

何か、質問はないですか。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明があります。

○事務局 次回は令和元年12月23日になります。23日月曜日、今のところ午後3時半を予定しておりますが、案件によって時間のほうはまた開催通知のときに確認していただければと思います。

次回の開催につきましては、以上になります。

○議長 皆さんよろしくお願いたします。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かございましたらお願いします。

○13番（飯山敏行委員） 私、農業者の方からちょっと質問してくれと言われたんですけども、ビニール等を張りかえたりしたときに助成金ありますよね。それから、農業機械にも多少助成してくれるということで、私も申請して、実際いただいたんですけども、本年度を最後に来年度は機械のほうの助成金がなくなるといううわさについて農業者からちょっと聞いてきてくれないかと言われてまして。

これは継続していきますよね。

○事務局 そうです。同じ額、まだ来年度予算決まっていらないんですけども、同じ予算要求をしています。

○13番（飯山敏行委員） 打ち切りということは無いですよ。

○事務局 その話は聞いたことがないです。

○13番（飯山敏行委員） ぜひともちょっと聞いてもらって、確認してくれということなので、わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

○事務局 みどりの学校ファーム推進協議会ということで、恩田委員、星野委員、飯山委員には通知が届いているかと思いますが、次回の農業委員会の開会前にみどりの学校ファームの総会を開催したいと思いますので、ひとつご協力のほうよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の席をおろさせていただきたいと思います。皆様ご協力、大変ありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。

大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議いただきまして、まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆さんには長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。

今週末には農業祭が行われます。会長のお話にもありましたように、出品数が昨年と比べますと少ないということですが、今週末の天候が恵まれますことをお祈りいたしまして、八潮市農業委員会11月総会を閉会といたします。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。これにて散会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 3時45分